

香川県報



第 92 号

平成 15 年

11月21日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 (長寿社会対策課) 一
- 結核予防法の規定による指定医療機関の指定 (薬務感染症対策課) 二
- 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退 () 二
- 道路の区域変更（二件） (道路保全課) 三
- 道路の区域変更及び供用開始 () 三
- 道路の供用開始 () 三
- 道路の区域の指定 () 三
- 道路の区域の指定 (建築課) 四
- 道路の位置指定（三件） () 四
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) 五

教育委員会規則

●県立学校学則の一部を改正する規則

告 示

●香川県告示第六百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十八条第一項第一号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険	事業所又は施設の	申請者又は開設者の名称、代表者の氏名	指 定	サービス
------	----------	--------------------	-----	------

事業所番号	名称及び所在地	及び主たる事務所の所在地	年月日	の種類
三七七〇二 〇〇五〇三	特別養護老人ホーム今津荘 丸亀市今津町一八六番地一	社会福祉法人鶴足津福祉会 理事長 小松守	平成十五年十一月十四日	介護老人福祉施設
三七七〇二 〇〇五〇三	特別養護老人ホーム今津荘 丸亀市今津町一八六番地一	社会福祉法人鶴足津福祉会 理事長 小松守	平成十五年十一月十四日	短期入所生活介護

●香川県告示第六百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
ふかだクリニック	仲多度郡満濃町吉野下四一六	深田 英利	平成十五年七月三十日
医療法人社団聖心会 阪本病院	東かがわ市川東一〇三一	医療法人社団聖心会	平成十五年九月一日
医療法人社団ふくま内科クリニック	木田郡牟礼町牟礼二五六〇一一一	医療法人社団ふくま内科クリニック	平成十五年九月一日
医療法人社団うちだ小児科医院	坂出市駒止町一―四一三〇	医療法人社団うちだ小児科医院	平成十五年九月一日
医療法人社団勇静	綾歌郡国分寺町新居	医療法人社団勇	平成十五年十月一日

会上原耳鼻咽喉科 医院	一三六二	静会	
くすのき調剤薬局	木田郡三木町池戸二 三七四―三	有限会社サンカ ム	平成十五年八月一日
有限会社すまいる 調剤薬局	普通寺市大麻町二〇 六五―四	有限会社すまい る調剤薬局	平成十五年九月一日
かりん薬局	香川郡直島町二三二 〇―一六	有限会社かりん	平成十五年九月一日
フォルサム多度津 薬局	仲多度郡多度津町大 字葛原字御給六二九 ―二	クラフト株式会 社	平成十五年九月一日
ベル調剤薬局健康 館	丸亀市城東町三一― 〇―八	有現会社中山メ ディカル	平成十五年九月十二日

●香川県告示第六百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
都崎医院	坂出市加茂町一一〇 五―二	都崎 多美恵	平成十五年六月三十日
医療法人社団大西 内科医院	仲多度郡満濃町大字 吉野下四一六	医療法人社団大 西内科医院	平成十五年七月二十八日
岡医院	小豆郡土庄町伊喜末 一二六	岡 宏	平成十五年八月十九日
阪本病院	東かがわ市川東一〇	阪本 一樹	平成十五年八月三十一日

●香川県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十一日から同年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

ふくま内科消化器 科クリニック	三―一	福間 博基	平成十五年八月三十一日
うちだ小児科医院	坂出市駒止町一―四 一三〇	内田 富美子	平成十五年八月三十一日
上原耳鼻咽喉科医 院	綾歌郡国分寺町新居 一三六二	上原 範子	平成十五年九月三十日
米岡医院	小豆郡内海町西村甲 一〇七八―一	米岡 万戸土	平成十五年十月三十一日
かりん薬局	香川郡直島町二三二 〇―一六	檜原 栄子	平成十五年八月三十一日
フォルサム多度津 薬局	仲多度郡多度津町大 字葛原字御給六二九 ―二	株式会社フォル サム	平成十五年八月三十一日

区 間	変 更	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別			
道路の種類 道路の区域	一 道路の種類	県道（主要地方道）		
	二 路 線 名	岡田普通寺線（四十七号）		
	三 道路の区域			

普通寺市生野町字条二二四二番 五地先から 普通寺市生野町字条二二四六番 一地先まで	前	一三・八 ） 二〇・〇	一五	交通安全施 設工事によ る現道拡幅
	後	一四・四 ） 二一・四		

●香川県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十一日から同年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間 小豆郡池田町大字池田字清水谷一 番六地先から 小豆郡池田町大字池田字清水谷一 番四地先まで	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	一〇・六 ） 二七・〇	二三五	交通安全施 設工事によ る現道拡幅 及び交差点 改良
後	一六・八 ） 五九・四	二三五		

●香川県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十一日から同年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松長尾大内線（十号）
- 三 道路の区域

区 間 高松市木太町字中村一五四二番一 〇地先から 高松市木太町字中村一五四〇番三 地先まで	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	二九・二 ） 三五・八	四二	市道編入に 伴う変更
後		四二		

四 供用開始の期日 平成十五年十一月二十一日

●香川県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十一日から同年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 橘大角坂手港線（二百四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	-----------------	---------------	-----

小豆郡内海町坂手字仲人石山乙二番二二 地内	二五・七 四八・七	八八	平成十五年 香川県告示 第五百二十 五号で変更 した区域の 一部
--------------------------	--------------	----	---

四 供用開始の期日 平成十五年十一月二十一日

●香川県告示第六百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により道路の区域を次のように指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日 平成十五年十一月二十一日

二 指定道路の区域

- 一 指定年月日 平成十五年十一月二十一日
- 二 指定道路の区域
 - 一 坂出市駒止町一丁目三七二二一から三七二二三まで、三七二二一八、三七二二一九、三七二四一から三七二四一三まで、三七二四一八、三七二四一九、三七二五一三から三七二五一五まで、三七二五一一〇、三七二六一三、三七二六一六、三七二六一七、三七二七四、三七二七一〇、三七二八一二、三七二八一四、三七二八一五、三七二八七から三七二八一一〇まで、三七二八一二、三七二八一一三、三七四〇一二、三七四〇一八、三七四一〇二、三七四二二、三七四二一三、三七四二一三、三七四三一、三七四四一五、三七四四一六、三七四五一五、三七四六一四、三七四六一〇、三七四八一、三八〇一一、三八〇一一九から三八〇一一七まで、三八〇七一から三八〇七一二まで、三八〇八一、三八一一一五、三八一一六、三八二二二、三八二二七四、三八三一二、三八三三四、三八三三二八、三八三三三〇及び坂出市元町一丁目三七二二三から三七二二一五まで、三七二二一九、三七二二一一四、三七二二一九、三七九八七並びに同地先農道、水路

三 指定道路の幅員とその延長 幅員 五三・八から一二・〇〇メートル、一六・〇〇メ

ートル、一二・〇〇メートル及び六・〇〇メートル
延長 八三〇・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第六百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 西土指道 第四号

二 指定年月日 平成十五年十一月四日

三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字廣野甲二二〇二一一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル及び五・一二メートル

延長 二〇・六五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第六百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 西土指道 第五号

二 指定年月日 平成十五年十一月五日

三 指定道路の位置 三豊郡詫間町大字詫間字小岩原七〇八一―二〇

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八〇メートル

延長 二三・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第六百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 西土指道 第六号
 - 二 指 定 年 月 日 平成十五年十一月五日
 - 三 指 定 道 路 の 位 置 三豊郡詫間町大字詫間字小岩原七〇八一―一七
 - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・六〇メートル
- 延長 二四・〇〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十一月七日認可した。

平成十五年十一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）空向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡地区

教育委員会規則

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十五号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表一高等学校の表香川県立観音寺中央高等学校の項中「観音寺市観音寺町甲三一五番地一」を「観音寺市天神町一丁目一番一五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年十一月二十一日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています